

「令和 6 年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」
に係る浄化槽法施行状況点検検討会 第 3 回
議事録

1. 日時 令和 6 年 5 月 16 日（木） 14:00 ～ 16:30

2. 場所 三菱総合研究所 4 階 CR・D 及び WEB 会議（Microsoft Teams）

3. 参加者

委員：

現地会場参加 小川座長、綾織委員、庵途委員、上田委員、蛭江委員、河村委員、酒谷委員、田村委員、成田委員、古市委員

オンライン参加 齋藤委員、嶋田委員、森山委員、山内委員

事務局：

環境省 沼田室長、志太室長補佐、佐藤係長、杉浦環境専門調査員

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社 三堀、武内、小林、岡部、中澤

事業者団体（発表資料順）：

全国環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人日本環境保全協会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会

4. 議題

（１） 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について

（２） 第 1・2 回検討会の議論の確認

（３） 事業者団体へのヒアリング

1. 事業者団体からの取組状況、課題、要望等の説明

2. 質疑

（４） 講じるべき対応策に関する議論

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

2. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化等について

5. 配布資料

資料 1 令和 6 年度浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱（案）

資料 2 浄化槽法施行状況点検の進め方・取りまとめ方針

資料 3 第 3 回検討会の議論の論点とヒアリング項目について

資料 4－1 全国環境整備事業協同組合連合会 ご説明資料

資料 4－2 一般社団法人日本環境保全協会 ご説明資料

資料 4－3 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ご説明資料

資料 4－4 一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会 ご説明資料

参考資料 1 業務仕様書

参考資料 2-1 第 1 回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版

参考資料 2-2 第 2 回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版

6. 議事概要

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中お集まりいただき、またオンラインで御参加いただき、改めて感謝を申し上げる。前回の第 2 回では地方自治体からのヒアリングを行ったが、本日の第 3 回は清掃業と保守点検業の各団体からヒアリングを実施させていただく。今回の検討会の主要テーマの一つでもある台帳の充実、それに向けた情報収集ということで、行政と各関係業者がしっかりと連携を取って情報交換を密に行うことが非常に重要だと考えている。前回は自治体側から問題意識や提案を聴取したが、今回も現場をよく知る各業界団体から現場の実態、提案を聴取した上で議論を深めたい。本日もよろしくをお願いしたい。

<議事>

(1) 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について【資料 1、2】

(2) 第 1・2 回検討会の議論の確認【参考資料 2-1、2-2】

- ・ この検討会は通算では本日は 3 回目になるが、年度で事務手続上変更があるので、新年度としては今回が最初になる。それを踏まえて進めていきたい。それでは、式次第に従って、順次進めていく。まずは議題 1「浄化槽法施行状況点検検討会の設置について」、議題 2「第 1・2 回検討会の議論の確認」について、まずは事務局から説明をお願いしたい。(小川座長)
- ・ まず初めに資料 1「令和 6 年度浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱(案)」である。こちらは、昨年度の検討会の立ち上げ時点と、内容に変更はないが、年度が替わったので改めて示している。1 点、任期については、今年度、令和 6 年 12 月 31 日までということで更新している。検討会としては 8 月までを予定しているが、その後の議事録の確認などを踏まえて、任期期間としては余裕をもって年末まで設定している。続いて資料 2 についても説明する。本日は第 3 回となるが、この検討会は 5 回を予定している。残り第 4 回と第 5 回については、今年の 6 月及び 8 月頃に実施したい。また年度が替わったので、改めてこの検討会の取りまとめ方針を資料 2 の下の部分に記載している。これまで本日の 3 回目までを通して、ヒアリングなどで様々な意見交換をしているが、第 4 回からはこれまでに得られたそれぞれの内容を基に、改めて課題の整理と、どのような対策を取ればよいのかについて、6 月、8 月に深掘りと整理をしていきたい。続いて、議事 2、第 1・2 回検討会の議論の確認については参考資料として、前回と前々回の議事録をつけている。本日はほかの議題がある関係上、詳細な説明は割愛するが、議論において過年度のやりとりが必要な場合には参考にしてほしい。(事務局)
- ・ ただいま資料 1 と資料 2 について事務局から説明があった。特に資料 2 を見るとトータルでは第 5 回まで行うことになっており、今回は第 3 回目で、前回の自治体のヒアリングに続いて、今回は関係団体のヒアリングを予定している。前回 2 回分の議事録につ

いて参考資料 2-1、2-2 として配られ、また事前にメールで各委員にも送付されているので、内容はほぼ把握していると思うが、修正等が必要な箇所があれば、それも踏まえて意見を提示してほしい。(小川座長)

(3) 事業者団体へのヒアリング【資料 3、資料 4-1、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4】

① 事業者団体からの取組状況、課題、要望等の説明

- ・ 事務局から資料 3 について説明する。資料 3 については、本日第 3 回検討会の議論の論点とヒアリング項目について整理している。今回議論するテーマは大きく分けて 2 つで、1 ページ目に特定既存単独処理浄化槽に対する措置等に関して、2 ページ目に維持管理向上のための浄化槽台帳の整理や維持管理情報の電子化について、それぞれ整理している。また、左側には検討会の議論の論点を、右側には今回のヒアリングで特に聞きたい点を整理している。本日はこの資料を用いて、議事 4 の際には左側、右側どちらの論点についても議論したい。この後の各事業者団体からの説明の際には、右側に示した論点について特に説明や課題・要望等をいただけると伺っている。資料 3 に関する説明は簡単だが以上である。(事務局)
- ・ 今説明があった形で、資料 3 の、特に今回ヒアリングで 4 団体に伺いたい点があらかじめ関係者にも配付され、それを基に資料を作成し、本日説明していただく形になっている。それでは、はじめに全国環境整備事業協同組合連合会から発表をお願いしたい。(小川座長)
- ・ まず資料 4-1 の裏側に「浄化槽の水処理グラフ」がある。本来であれば現場でのタブレットを用いた作業、点検、清掃、法定検査の作業内容も詳しく説明したいところではあるが、時間の関係上、そのデータを基に作成された透視度のグラフで説明する。この水処理グラフは、清掃後 8 か月後に法定検査を行い、水質検査をデータ化したものになる。

左上の「透視度」というランクに青色 A、緑色 B、黄色 C、赤色 D とある。現場で測定した透視度が 30 度以上のものを A ランク、29～20 度のものを B ランク、19～10 度のものを C ランク、10 度未満を D ランクと設定している。また、D ランクの中でも 1 年目ものは D1、2 年連続で 10 度未満になったものを D2、3 年連続は D3、4 年以上は D4 と、悪い水質のものをさらに分けている。右のほうに透視度と BOD の相関関係がある。本来であれば BOD 値 20 が放流水の目安ではあるが、岐阜県では BOD 値ではなく透視度を測定している。これらは点検、清掃、法定検査それぞれが現場で測定を行うが、BOD 値であると測定値にばらつきがあり、また結果の把握までに 5 日以上かかることから、現場で即座に判定ができる透視度で判定している。そして、岐阜県では透視度が 30 度以上になるのを目指して水質改善を行っている。

それでは、グラフの説明に入る。中央に大きな棒グラフがある。22 年度として 7 万 1,332 基が合併処理浄化槽 10 人槽以下で測定したものになる。青色 A ランクは 6 万 5,408 基で、91.7%が A ランクとなっている。B ランクが 2,622 基、C ランクが 3,095 基、D ランクが 207 基 (0.3%) となっている。さらに D ランクの内訳として、D1、D2、D3、D4 とそれぞれの内訳がある。これはこの 1 年だけの測定だが、この数値がずっと固定

化されるわけではなく、水質は常に変化している。その変化を見るために、左側に水位を確認する表がある。2021年度からの測定がどう変化したという表になる。上のAランクを見ると、それぞれA、B、C、D、7、K、Hとあるが、これは2021年度に測定されたものが今年度Aランクに移動したという数値になる。AランクからAランクで、連続してAランクだったものが6万8基(91.7%)で、Aランクを維持しているという見方になる。そして、B、C、Dはそれぞれ昨年の水質が悪かったがAランクに改善したものになる。その下の7、K、Hは「増」となっている。上の区分にあるように、7というのは、7条検査で新設の浄化槽が、今年測定されてAランクになったもの。Kというのは、11条検査で契約変更によって昨年は測定がなかったが、今年測定されたもの。Hというのは、昨年は空き家や休止という形でなかったものが、新しく測定されたもので、これが100基ある。逆にその下は「減」となっているが、G、K、Hとある。これらは、昨年は測定があったが、下水切替のGが208基あった。Kは11条検査の変更によって測定されていないもの。Hは空き家・休止になったもの。そういう形で浄化槽の変化もデータ上で確認することができる。ただ、これもデータだけでは本当の情報が出ないので、口頭や現場での確認をさらにデータに落とし込んでここに盛り込んでいる。

岐阜県では、このデジタル化はあくまでも現場での点検、清掃、法定検査を一括で契約を行って、その契約から自動引き落としが義務化されているので、この作業と引き落としの現数、作業が実施されたものがデータとしてここに反映されてくる仕組みになっている。したがって、作業が行われていない、もしくは浄化槽がないなど、架空のデータはここには存在しないことになる。また、各業者が現場でタブレットを用いて入力することで、作業データがそのまま台帳として自動的に更新されていく仕組みになっている。各社のソフトが一元化されていることでスムーズにデータの集約が可能となっている。グラフの説明は以上となる。

続いて、「浄化槽の問題点」の内容に移る。こちらは我々が団体として提言するに当たり、大きく4つの項目を、明らかにする必要がある問題として取り上げた。1つ目が浄化槽台帳、2つ目が特定既存単独処理浄化槽、3つ目が未清掃浄化槽、4つ目が一般廃棄物処理実施計画である。それぞれの質問について、提言するに当たり事前に環境省から回答をいただきたい。

まず1つ目の浄化槽台帳について、「①台帳づくりはデジタル化が基本ですか」、「②誰の責任で作成されますか」、「③更新は誰が行いますか」ということをまず教えていただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

➤ 浄化槽台帳についての①から③までの質問で、まず①のデジタル化については、作業の効率性や正確性の確保という観点から、デジタル化をすることが必要と考えている。前回の令和元年の浄化槽法改正時に環境省から各都道府県に対して通知を出しており、デジタル化を念頭に置いて台帳のシステム化を進めるように対応を促している。②、③の責任、更新の主体については、法律に基づいて都道府県知事や保健所設置市の市長、都道府県から各市町村に権限を移譲している場合には権限を移譲された市町村長が責任を持って作成・更新をしていただくことになる。(環境省)

- 岐阜県でも過去にデジタル化台帳を作るに当たり、県、保健所等と話をしていたが、現場の情報を集めることがかなり困難であることから、業者が作業を行ったデータをそのまま台帳として反映するという意味においては、業者がデジタル化に協力することが大きく必要ではないかと考えている。その意味では業界として協力できればと考えている。
 - ・ 続いて、2 の特定既存単独処理浄化槽についての質問で、「①誰が認定しますか」、「②誰が誰に命令しますか」、「③自治体は何をされますか」ということに回答していただきたい。（全国環境整備事業協同組合連合会）
 - 認定の主体は都道府県や保健所設置市なので、命令の手続も都道府県や保健所設置市が浄化槽管理者に対して命令することになる。今まさに申し上げた個別の特定既存単独処理浄化槽の判定と、指導・助言・命令といった各プロセスで管理者に対応を取ってもらうというのが自治体の役割となる。（環境省）
 - ・ 今回のこの検討会もそうだが、総務省からの勧告ということで、本来この判定を自治体が行うというのであれば、自治体に勧告が出るべき内容ではないか。今回、総務省から環境省に勧告が出たのはどういう意味があるのか教えてほしい。（全国環境整備事業協同組合連合会）
 - 総務省の行政評価の役割として、総務省のほうで毎年いくつかテーマを選定した上で、その制度の所管省庁に対して勧告を行っている。その一環として今回は特定既存単独処理浄化槽の話を含めて浄化槽法の施行状況について、浄化槽法を所管している環境省に対して勧告が出たという位置づけになる。（環境省）
 - ・ この特定既存単独処理浄化槽の判定は、単独からの転換が大きな目的ではないかと思うが、特定既存単独処理浄化槽に判定されたからといって転換が進むということにはならないのではないかと危惧している。岐阜県でも、通常、漏水修理が行われるが、単独処理浄化槽は漏水については 7～10 万円程度の費用で修理が行われる。それに対して合併の入れ替えは 150 万円程度かかる中で補助金は 80 万円で、住民の自己負担が 70 万円ほどかかる。当然、安い修理のほうに流れてしまい、これでは単独から合併への転換が進まないという実態があり得るのではないかと考えている。
- 続いて、3 の未清掃浄化槽について、まずは質問として「①なぜ清掃率が低いと思われますか」、「②誰の責任で改善されますか」ということを教えていただきたい。（全国環境整備事業協同組合連合会）
- 昨年度、環境省でも初の取組として全国的に清掃実施率の調査を行ったが、各都道府県・市町村において台帳の清掃情報の整理・更新が不十分であり、行政のほうで未清掃の浄化槽管理者の把握やそれを踏まえた指導が十分に行えていないことが大きな要因と考えている。それ以外にも、浄化槽管理者自身がこうした清掃業務をきちんと認識していない、あるいは、仮に認識していても高齢者世帯などで費用的な負担感があるなど、そういった複合的な要因がある。誰の責任で改善するかということは、浄化槽管理者への指導権限を持つのは自治体なので、各自治体の責任において維持管理の徹底を周知・指導することが重要だと考えている。（環境省）
 - ・ 先日の環境委員会でも大臣から、清掃は 100%を目標とする発言があった、我々として

も未清掃浄化槽を放置せずに 100%を目指す必要があると考えている。その意味においては、行政からの指導がいくら進んでも、設置者が清掃を依頼することにはつながっていないのが実態である。業者側がいかに設置者に営業していくかということで、併せて業者に協力させるということを、今、法律上に明記がないのであれば、明記が必要ではないかと考える。

最後に 4 の一般廃棄物処理実施計画についてである。①先日、浄化槽の実実施計画未策定市町村が 334 あるというアンケート結果があったが、それはその後、改善されたのか、②浄化槽の実実施計画は清掃率を何%として今後、指示されていくのかを教えていただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

➤ まず 1 点目の未策定市町村については、昨年 12 月に調査を行い、調査時点で計画未策定であった市町村の中には、調査中で正確な数字は今述べられないが、その後、実施計画を実際に策定した市町村もあると承知している。引き続き都道府県とも連携しながら早急に策定できるようフォローアップをしていきたいと考えている。2 点目の処理実施計画に当たって清掃率を何%とするかということについては、廃棄物処理実施計画は各市町村においてそれぞれの地域の状況を踏まえながら策定されるものなので、個々の実施計画の策定内容について環境省から一律に何か数値を出して指示することは考えていない。ここについてはまず現場の実態として各市町村が清掃実施率を上げ、それを計画にも反映していくという、ある意味で PDCA のような形で回していくことが一番重要ではないかと考えている。その点も含めて引き続き、まずは未策定の解消を含めて都道府県とも連携しながらフォローアップしていきたい。(環境省)

➤ 全国平均が清掃率 64%という状態で、全国で約 300 万世帯が清掃せずに違法な状態にある。実際に今、清掃できていないものをどう清掃させるかということについては、我々はこの計画にいか載せるかということが重要ではないかと思う。清掃率 100%を目指すという先ほどの大臣の話でいえば、実施計画の中での清掃率 100%というのは法律上、記載することにはなっているのか、なっていないのか。(全国環境整備事業協同組合連合会)

➤ 計画の策定内容自体は、先ほど申し上げたとおり、国から特定の数字を基に策定するようにと個別に指示する仕組みにはなっていないので、そこは各自治体で現場の状況を踏まえながら策定していただく。繰り返しになるが、実態上の清掃率は当然、上げる必要があるので、それをやりながら、計画にも反映していただくというプロセスが大事だろうと考えている。(環境省)

- ・ 本来、実施計画そのものも法律上義務となっているにもかかわらず、未策定なままで放置されてきたという実態がある。その意味では清掃についても今、法律上に 100%が明記されていないのであれば、法律自体を変える必要があるのではないかと。そしてその上で、清掃についても業者側に 100%を目指すための協力を求めている。具体的には 7 条の許可要件の中には、処理計画の遂行が入るような形で提案をしたい。実際に複数の業者が全域という形で計画をしているところでは、処理計画は実際に実効性がないものになっている。これでは 100%は達成されない。100%が達成されるための計画

と、業者にはそれを遂行させる義務を併せて提示していただきたい。

その上で、先ほどもあったデジタルによる報告も業者の義務とすることで、業者からデータが入り、台帳を整備していくことをぜひ指示していただきたい。政策的にこれが放置されていけば、先ほどあった浄化槽の未清掃を放置している住民について、今度は制度上の被害者を生み出すということになりかねないので、ぜひともこの政策について業者に具体的な義務を課してほしい。（全国環境整備事業協同組合連合会）

- ・ 続いて、一般社団法人日本環境保全協会よりご説明をお願いしたい。（小川座長）
- ・ まず初めに、浄化槽行政に対する検討会で、小川座長を中心に議論していただいていることに心から感謝と敬意を表する。

私ども日本環境保全協会としては、現実の問題、各会員から情報を収集した内容等について具体的に説明したい。私どもの団体は昭和 36 年に発足し、本年で 63 年を迎えた。この間、我々の先人、先輩が公衆衛生の向上に向けて廃棄物処理業者の健全な発展に向けて、団体が一致結束の下に今日まで努力してきたという経緯がある。その中でようやく昨年 5 月 25 日に、浄化槽法が制定されてまさに 40 年目に、初めて環境再生・資源循環局長の名前で、全国の都道府県知事に対する「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」という文書の発出がされ、私ども関係団体としては、国がようやく腰を上げていただいたということで感謝している。いずれにしても、先ほどから議論があるように、国民の生活環境、公衆衛生を守るという観点からは、どうしても具体的な内容がこれから必要になってくるのではないかと。3 月 19 日に香川県でも香川県浄化槽適正処理促進協議会が結成され、8 市 9 町が力を併せて我々の団体とともに今後議論を深めていくというおぜん立てができたということで、非常に感謝している。

特定既存単独処理浄化槽の認定についてまず伺いたい。我々が長年にわたり地域の住民とごみ・し尿の問題について、全国の市町村行政と連携を取りながら、市民の健康、福祉、また安全・安心、快適なまちづくりということで、全力を上げて事業の推進を図っている。特定既存単独処理浄化槽を抱えている方々との人間関係もあり、長年やっているので私どもの団体にも 50 周年を迎える団体が多くある。単独処理浄化槽が最初に出たとき、都会では浄化槽があり下水があるけれども、地方では汲み取り便槽のままであるため、孫がなかなか地方へ帰ってこない理由がそういうところにもあるということで、地方の方々が単独処理浄化槽を導入した。その当時は花形であったが、今現在、何十年かたつと、特定既存単独処理浄化槽という位置づけで非難されるような状況下に置かれている。私どもとしては、合併処理浄化槽の設置促進について市町村から補助金をいただき合併処理浄化槽を設置する。ところが、3 点セットもしない。また、清掃も保守点検もしない。そういうことが事実としてある。まずは公の金を投入してやったものなので、それについての義務の遂行は当然あるべきだと私は考えるが、その点についての指導があまり出てこない。単独処理浄化槽の方々については、私どもの会社並びに我々会員が長年、何十年の付き合いなので、悪くなれば改善をする。先ほども出たが、修繕して十分可能な状態にして維持してきた。そういう状況が地方ではまだまだある。保守点検業者、施工業者、清掃業者がいるが、この内容が分かるのは、ほかの業界ではなく我々清掃団体で、浄化槽の汚泥の抜き取りをしたときに初めてその槽の内容が明らかになる。

こういう状況は、私どもの団体の会員が清掃していち早く、漏水、ひび割れ、老朽化が確認でき、施主と相談して修理をして今日までやってきた。まだ単独処理浄化槽であろうとも修理しながら使ってきているという市民に対しては評価すべきではないか。

一口に、単独処理浄化槽だからこうしなければならないということも分からないではないが、一定の条件をつけるべきではないか。例えば、何年以内に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えする場合においては、国、市町村が何らかの形で支援、協力をするといった負担軽減の措置があって初めて、その期間内でできないものについては国、地方行政の監督権をもって強制的に除去するというやり方を、2段階、3段階で考えてやっていく必要があるのではないか。確かに一日でも早くやりたいという気持ちは私どもも同じだが、それを持っている管理者の家庭的な事情、单身の方、特に65歳以上の高齢者がいる地方では特に子供たちは都会へ行って不在で、高齢者はこのトイレで十分であるという意見がちまたには多く流れている。我々が行政に言うのは、特定既存単独処理浄化槽にふさわしいということで、お得意様を裏切るような行為につながってくるのではないか。そういうことを言う会員もいる。これは現実の姿である。それを考えると、特定既存単独処理浄化槽の一日も早い改善を求めるという気持ちは分かるが、皆様方は検討会までして貴重な時間を割いて議論しているわけで、私たちが団体としては協力したいが、今までの我々のお得意様に、今使っているものを即座に対応しなくてはいけないとはなかなか言いづらいというのが、我々関係団体の意見ではないか。

今日まで遅々として進まなかったことについては、令和元年に浄化槽法の改正によって、生活環境の保全、公衆衛生の向上ということで都道府県が特定既存単独処理浄化槽に対する認定をするということではできるはずがない。公務多忙の中で、しかも人員が少ない中で、職員は浄化槽を見てまともな点検も、まともな調査もできかねるのではないか。そうすると、我々は団体として何十年間、施主と交流しているので、お互いに白黒も分かり、浄化槽の内容も分かるそういう者から、これだけの期限内でやれば補助金も出る、これは転換すべきであるという説明をして説得力のある条例、施策を考える必要があるのではないか。やみくもに認定して撤去していくという強制的なやり方についてはいかなものか。転換していくことについては当然だと思うが、やり方についてもう少し創意工夫をする必要があるのではないかと痛切に感じている。

特定既存単独処理浄化槽の認定については、指定検査機関、全浄連の会員である全国の浄化槽団体があるが、そこの検査員が年1回ではあるが、浄化槽の検査をする。そういう形で岐阜県や鹿児島県の場合には検査率が90%、100%近くやっているが、私どもの県では60%近くである。そういう状況の中で、これを80%、90%に持っていくためには、どうしてもお互いに管理者の協力も必要である。そういうノウハウのある職員を利用して、財団法人日本環境整備教育センターで認定に対する、単独処理浄化槽に対するカリキュラムをつくっていただいて、1日でも2日でも全国の検査員が研修をして、そのノウハウをもって検査員が清掃業者の意見を聞き、その上で現地を確認して、特定既存単独処理浄化槽であるという認定をして、あくまでも市民に理解を得ながら進める姿勢が必要ではないか。

平成21年に三豊市は7町と合併して約7万人近くの市になった。副市長がから私に話

があり、三豊市は山間地帯で下水道をやれば莫大な費用がかかるので、合併処理浄化槽をやりたいということで、ぜひ会長の力をかしてほしいと、何回か私どものところに来た。そこで話をして、合併処理浄化槽をやるという前提条件であれば、それと同時に維持管理に対する負担を前向きに考えるよう組合をつくろうということで、平成 21 年に組合を設立し、今現在は 10 業者で非常に円滑にやっている。当初 7 町だったので、一人親方、5 人、10 人使っている会社など様々だったが、三豊環境保全事業協同組合を設立して、今日まで行政と円滑に、また市民とも円滑にやっている。そこで保守点検、清掃、法定検査の 3 点セットを実施したものについては、3 万円の補助金が市民に予算として出される。そういう形でやってきて、今日までの間で数値的なものについては、かなり多く金額を出している。そういう状況の中で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換するときの費用負担は、「水と緑の美しいまちづくり事業」の中で、行政も組合と共に非常に力を入れてやっている。

その中で、今までは区域的に区割りがあったが、議会の中で市民平等の原則からすると、市民が業者を選択する自由が必要ではないかという意見も出て、私のところに幹部が来て、全市 1 区にしてほしいという話があり、私どもとしては行政の立場、議会の立場を理解した中で、難しい問題はあるが、各業者から署名押印もらい、今現在は全市 1 区にして 8~10 年になる。トラブルはなく、お互いに行政と組合とが円滑な連携をしている。今回の単独特定既存単独処理浄化槽の問題等についても、浄化槽法に基づく維持管理の徹底についても先進的な事例として高く評価できるのではないかと。急に難しいところにおいては、4 社以上であれば組合が設立できるので、組合ができて組合で管理すれば、浄化槽台帳もでき、各県にある浄化槽協会との連携し、県との三者連携をすれば、全て県内の浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の実施についても一目瞭然で分かる。そういう形で創意工夫をすれば、市民にもこういう仕事について理解してもらえるのではないかと。

岐阜県や鹿児島県については、県民や関係団体が努力したと思うが、浄化槽の清掃については、法律的にしなければいけないという認識の上に立ってやっているという啓蒙・啓発ができています。これは行政も含めてお互いに団体と力を合わせたのだと思うが、それについて国からも都道府県に対する指導を徹底していただく。あくまで市町村がごみ・し尿については固有の義務で当然しなければいけないものを、我々の団体が許可もしくは委託を受けて業務をやらせていただいている。その最終的な責任はあくまで行政にあることは廃掃法で明らかに示されている。そう考えると、市民の利便性、あるいは経済性を考えた提案を市町村もやらなければいけないし、県、国とも共有して、できるだけ市民から理解を得られる形で生活環境、公衆衛生の向上に向けてやっていただきたい。

私どもとしては今回の検討委員会は非常にすばらしい方にやっていただいているので心から敬意を表したいが、現実にはこの実態を知っているのは私ども一般廃棄物処理業者ではないかと自負している。また、我々の協議会の中で実態を知っている団体、今日参加している団体、どの団体からも誰一人、検討委員会に参加できていない。これについては遺憾に思う。我々がやっている業務の根幹に関わる単独処理浄化槽である。40 数

年間そういう方々と交流して仕事をしている人間関係もある。そういうことまで考えれば、本音で物が言える、実態が分かるのは、我々一般廃棄物処理業者である。検討委員会で時間をかけて議論する中で、我々の意見が僅か 10 分か 15 分でヒアリングをすることで意見聴取となることについては、いささか納得し難いが、沼田室長をはじめ幹部の方には努力していただいて今日の浄化槽行政があると思うので、私どもはそれについては高く評価したい。昨年 5 月 25 日に出された内容等について、県あるいは市町村を通じて十分徹底していただき、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査、この 3 点セットが確実に行われるようにしていただく。そういうことでないと、区域割をして清掃事業者を指定していく方向に当然なり得る可能性はあるのではないかと。しかし、現段階においては国がここまで力を入れているので、地方の行政に対しても指導をしていただくことを強くお願いしたい。

最後に、総務省からの意見が令和 6 年 2 月 9 日に出されているが、これは 5 月 25 日に環境省が発出した文書の認識の上に立って、この機会にぜひとも特定既存単独処理浄化槽をなくしたいという気持ちが表れているのではないかと。まさにそのとおりでと言わざるを得ない。したがって、市民の声、また我々 3 団体の意見を十分尊重していただき、我々が全面的に支援・協力することによって一日でも早くこういう問題の解消に向けてやっていけるのではないかと私たちは自負しているので、ぜひとも前向きに検討して検討会で十分議論していただき、管理者の立場にも立って、何らかの形で負担の軽減ができるような形で合併処理浄化槽に転換できるような施策を提言として出していただくことを強くお願いする。誠に恐縮ではあるが、一般社団法人日本環境保全協会として考え方を申し述べた。こういう機会を設けていただいたことに、沼田室長をはじめ座長の皆様方に心から感謝する。（一般社団法人日本環境保全協会）

- ・ 次に、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会から説明をお願いしたい。（小川座長）
- ・ 本日はこのような発言の席を設けていただき感謝する。当団体の先進的な取組をしている鹿児島県の事例を中心に回答したい。

資料は、「今回のヒアリングで特に伺いたい点」に対して作成している。鹿児島県の現状を述べて、「特に伺いたい点」について記載している。伝えたい点をいくつか説明する。

(1)について鹿児島県の現状を述べる。鹿児島県では改正法の施行に合わせて令和 2 年 4 月に県の事務取扱要領が改正され、特定既存単独に関する措置について明記された。国が示した特定既存単独処理浄化槽の指針は複雑なため、県主導で特定既存単独の判定フローが作成され、フローに基づき指定検査機関が「該当する」と判断したものは全て行政が特定既存単独処理浄化槽として判定している。異常のある単独処理浄化槽を公平にスクリーニングし、探し出す手法であり、2 年に 1 回の法定検査¹ではあるが、全単独処理浄化槽を法定検査するという姿勢で実施しており、それを基に行政が公平に判定するという流れである。判定フローは当初、環境省が提示したフローを、法定検査で判断

¹ 鹿児島県では、令和 2 年度より 11 条検査に効率化検査を導入しており、10 人槽以下は 4 年に 2 回（基本検査を 1 回と採水員検査を 1 回）としている。検査体制（4 年に 4 回）を整える暫定運用中であり、令和 6 年度からは 4 年に 3 回実施している。

することを前提とし、よりシンプルにしたもので、漏水していればそれをもって特定既存単独処理浄化槽と判定している。鹿児島県では法改正以前より県の指導監督要領に基づき不適正浄化槽に対する指導体制が構築されていたため、特定既存単独処理浄化槽の判定はスムーズに導入された。除却の後押しとなる補助事業実施市町村への情報提供の仕組みはないが、今後構築される予定とのことである。保守点検業者は改善指導を受けた浄化槽管理者に対し、これまでも改善方法等の助言を行っていたが、特定既存単独処理浄化槽については除却が望まれることも丁寧に説明しており、合併転換に一定の効果があつたと考える。

「特に伺いたい点」の１点目について、鹿児島県では既に導入されているが、特に問題はなく、漏水の特定既存の判定は当然であると考ええる。なお、漏水により特定既存単独処理浄化槽と判定されたものでも、除却せず修理により改善されたものもあり、一定の改善は図られている。本県における特定既存単独処理浄化槽に対する措置等は、除却を前提としているが、単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者に対しても、日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努め、自主的な転換を促すことも目的としており、行政が除却や修繕も含む助言指導をしている。

「特に伺いたい点」の２点目については、指針を明確化する必要はあると思うが、特定既存判定の範囲を広げ、点検時の調整等で改善が図れるものも該当するとなると、点検業者への風当たりが強くなることが懸念される。生物膜や活性汚泥の異常、薬筒の固定、残留塩素濃度などの調整となる。軽微な補修などで改善できるものも特定既存単独に判定されると「特定」である意味合いが薄れるのではないか。適用件数が増えた際、行政が問合せ等に対し判定の根拠や除却・補修が必要であることを十分に説明できないと、業界側へ苦情が来ることが懸念される。

協力できると考える部分については、顧客データ共有による台帳整備推進、保守点検データの活用による適用への事前の判断または判定への協力がある。

「特に伺いたい点」の３点目については、保守点検・清掃業者から行政への報告を義務づけることに特に異論はなく、鹿児島県では「鹿児島県浄化槽事務取扱要領」に基づき電子記録を台帳（浄化槽情報共有システム）へ登録している。鹿児島県では、10人槽以下の11条検査を平成17年度から開始したことから、平成16年から検査台帳の精査に着手し、現時点の電子記録は完成しているレベルと思われる。鹿児島県では84社のうち残り7社は電子化ができていないが、要領により原則化されているので、近々電子化に向けて動くものと考えている。電子化の課題としては、保守点検清掃業者のデータと設置届で得られる鹿児島県環境保全協会側のデータの突合が大変である。２者のデータを一元化するには、設置届受付時に設定される13桁の番号を共有することが望ましい。報告した点検記録を基に行政が直接、特定既存単独の判定を行うと、浄化槽管理士が自身の顧客に対する判定に関与することとなり、不具合情報を報告するのに抵抗感が出ることも予想されるが、鹿児島県では法定検査で判断されたものが判定の対象となるので、特に問題は出ていない。

(2)について説明をする。まず鹿児島県の現状を述べる。県が11条検査の効率化検査導入に向けて平成29年から業界に電子化を促してきた経緯があり、令和2年度の県事務

取扱要領の改正に伴い、維持管理記録を電子データで台帳に登録することになった。電子化を後押しするため、指定検査機関である県協会が維持管理システムを開発し、30事業者で共同使用している。一部の小規模事業者では費用対効果が見込めないことから、いまだ電子化されていない。電子化していても人手不足で作業データや台帳情報の登録が遅れている場合がある。

「特に伺いたい点」の1番目は、先の(1)の3番目の回答と同じなので省略する。2番目の「維持管理情報の電子化を進めるに当たり、事業者側にはどのような障壁があるか」。まずは小規模事業者の電子化である。個人情報の提供に関する不安の解消も業者側に対して必要と思われる。浄化槽台帳の更新や維持管理情報とのひもづけに手間と時間を要することから、今後、共通した浄化槽コードの付与や点検記録票の統一が望まれる。費用対効果の面で、特に小規模な事業者の電子化は進みにくい傾向にある。そこで、鹿児島県環境保全協会では、電子システムを作成し、小規模事業者30社に活用してもらっている。

電子システムの運用ルールについては、お目通しいただきたい。

浄化槽情報共有システムは鹿児島県の浄化槽台帳に位置づけられており、これにひもづけられる形で浄化槽維持管理システムを鹿児島県の小規模事業者30社が活用している。公益財団法人のため低廉な価格設定ができていると聞いている。特に台帳整備については安価または無償のシステムが存在すると聞いているので、高価なシステムを活用しない、また自治体の負担にならないようなシステムの選択が望ましいと考えている。

「特に伺いたい点」の3番目については、維持管理情報の収集に当たり、区域割りの関係は乏しいと思われる。清掃率の向上には、区域割りよりもしっかりと台帳の整備と行政の管理強化が重要である。鹿児島県の場合は、保守点検業者と清掃業者の連携は鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第3項(7)により要件化されている。恐らくこの連携、情報の共有ができていることで、清掃率が高まっているのだろうと考えている。

4番目の維持管理の向上については、私たち業界は保守点検・清掃技術の向上に務めることを前提として述べる。台帳整備を行い、無管理浄化槽の把握をし、維持管理契約がされるように努める。水道・下水道・汲取り台帳、空き家情報等との突合による無届浄化槽の拾い出しが必要。合併処理浄化槽に対して、法定検査費用及び維持管理補助制度の期間限定ではない継続的な導入が望ましい。鹿児島県では各種届出の電子申請が導入されたが、休止届以外の管理中止情報を行政に直接、報告する仕組みがないため、行政指導は法定検査実施後となり、保守点検・清掃の未実施期間が長くなる。清掃実施率100%を目指すためには、今後ますます増える少人数世帯の使用者感情が大きな課題であり、法令の周知と啓発の強化が必要と考えている。

「特に伺いたい点」の5番目については、市町村は協議会を単独で設置することが難しいことから、県が設置することを望んでいる。法定協議会では長寿命化計画や維持管理補助などの負担が増える協議が行われるため、市町村には抵抗感があるのではないかと。公共浄化槽は面的整備に一定の効果はあると思うが、維持管理業者としては、許可権者である市町村から負担を強いられかねないことに不安を感じている。業界としては、法

定協議会に住民が参加した場合に、維持管理の適正化よりも、住民の立場から料金面などの意見が強くなることを心配している。（全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会）

- ・ 最後に一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会より説明をお願いしたい。（小川座長）
- ・ 私どもは保守点検の全国団体で、単独処理浄化槽の合併転換は私どもの悲願である。したがって、今回の特定既存単独処理浄化槽の措置についても一生懸命努力していきたい。まず「特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について」ということで、今回の資料 3 の論点について説明していただいているが、私どもは、判定基準、判定過程、そして判定後の改善過程という形でまとめたので、その点については了承願いたい。

まず判定基準から説明する。指針を抜粋する。「既存単独処理浄化槽をそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある」とされ、さらに「必ずしも定量的な基準により一律に判断することにはなじまない」と、措置を講じる際の考え方が述べられている。この判定基準が「重大な」となっているのでハードルが高いのではないか。これは第 1 回でも第 2 回でも議論の中で出てくる内容ではある。それとともに、まず我々が考えたのは、運用の統一化がされているのかどうか、全国的な統一感をもって運用するべきという書き方をしたが、地域によっての差が生じては不公平感がある。これも第 1 回、第 2 回でも「不公平感」というワードが出てくるが、これを払拭することによって運用促進がされるのではないか。その運用促進をするためには、行政機関の連携、法定協議会の連携、指定検査機関の連携、業界団体の連携、そして各分野の全てが連携することによって、共有したデータを基に運用体制がしっかりと構築できるのではないかと保守点検の業界では考えている。また、判断基準について曖昧な部分があると思われる。「定量的な基準により一律に判断することにはなじまない」と記載されているので、例に挙げた、漏水、隔壁の脱落、散水樋の破損等、具体的な項目が挙げられてはいるが、最初に「一律に判断することにはなじまない」とされているので、判断する側としては非常に悩ましい部分である。ただし、我々は単独処理浄化槽を多数見ているが、漏水については確実に環境に重大な支障を来していると判断しており、厳格な対応は不可欠であると判断している。また、議事録でも確認したが、修理による対応も出ている。確かに修理によって一時的な対応も可能だが、それとともに設置後の経過年数も含めた判断が必要ではないかという議論をしている。

2 枚目の判定過程である。まず特定既存単独処理浄化槽の把握が必要だと考えている。この把握には、法定検査が最も重要であると指針にも記されているが、法定検査の不適正結果をもって判定の検討に入ることが重要であると考え。そのためにも、検査結果報告書への特定既存単独処理浄化槽判定可能性の記述を行うことも、不適正な既存単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効であると考え。ただし、指定検査機関の全国での統一した判断基準が定められていないように感じる。自治体との強固な連携強化が求められる。指定をするのは自治体であり、指定検査機関は情報提供にとどまるとされる。その重要ファクターである法定検査の受検率を向上することが必要であり、その基盤となる浄化槽台帳整備が必要不可欠であることは言うまでもない。そこで我々が懸念するのは、法定検査を実施するに当たり、検査員への判定基準の指示、アナウンスがさ

れているのかということである。慣例ではないが、明確な判断基準、事例が提示もされていないと思われる。それが共有もされていない、提示もされていない中で、検査員や我々保守点検業界の管理士に対して情報が欲しいと言われても、何を基準にして特定既存単独処理浄化槽とすべきなのか判断できない。一度情報を提供すれば、それは自治体がかかりと受け止めることになってしまうので、その辺りの明確化をするべきではないかと考える。それには、データをいかに集約するか、そして我々の業界でも指定検査機関でも参考事例として紹介ができるような仕組みを何とか構築できないかと考えている。

判定における懸案事項として、極端な例かもしれないが、記載した。浄化槽台帳未記載であり、法定検査未受検である単独処理浄化槽は多々存在している。特定既存単独処理浄化槽への措置手続対象になり得るとの不適性事項の指摘が保守点検業者から行われた場合、台帳にも載っていないようなものを我々が指摘した場合に、浄化槽管理者から保守点検契約解除等の申出がなされることも否定できないと考える。最も改善が必要な案件において、措置の妨げになる可能性が非常に高く、地下に潜ってしまうのではないかと懸念を感じる。例えば特定事業場排水規制適用要件に満たないような小規模な事業所の劣悪な単独処理浄化槽においては、前述と同様の契約解除の可能性が考えられる。この状況を回避する上でも、適用要件の改正等、例えば事業場の排出総量規制のかかっている排出量のさらなる省力化を考えてもよいのではないかと意見が述べられている。

続いて、判定に係る情報提供ということで、私どもにとって単独処理浄化槽の合併転換は念願であるので、どんどん情報提供をしたい。法定検査の受検促進においては、台帳整備による、自治体、指定検査機関、保守点検業界、清掃業界の情報共有を推進する必要がある、特に広域事業展開業態である保守点検業界の連携においては、各自治体との、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルール整備も検討される必要があると考える。浄化槽台帳を整備するに当たり、できる限り全国レベルでの統一した台帳整備を希望する。情報提供に当たり、保守点検業者は個人情報の利用目的や提供先の同意を得ていないことが懸念される。そういう個人情報の部分で県の方からも意見があったが、最近では「同意する」という形でよくネット検索の結果でも出てくるが、我々保守点検契約書にはそのような「同意する」という文言がない。法の解釈について私どもはまだ無知な部分が多いのかもしれないが、情報提供の円滑な推進を図る上での弊害にならぬような、個人情報の取扱いに係る法整備を強く希望している。

判定後の改善過程について、判定までは行ったとしても、それを改善しなければ全く意味がない。今回の特定既存単独処理浄化槽に対する措置は改善が目的であるはずなので、判定後の具体的な改善手法を明確化することで改善の実効性を高め、特定既存単独処理浄化槽指定状態での長期間にわたる放置を是正することが重要だと考える。そのためにも、保守点検業界としての改善手法、フローの提示を、浄化槽管理者に対し積極的に行える環境整備が重要であるが、保守点検事業者による差異が懸念される。指定はしたが、保守点検業者が積極的に管理者に対して、改善や見積書取得の依頼、設備業者の紹介といった行動を取るか、取らないかは懸念される材料である。それが全国で同じように進

められるためにも、保守点検事業者の差異に関わらず、判定後の改善進捗状況の自治体への報告手法並びにルール確立も必要ではないかと考えている。判定案件が増えることによって問題はないかという問いがあったが、その点でも自治体の人員の整備も必要だと思うが、それでは賄い切れない。そうなれば、保守点検業者や清掃業者などからの、見積りは出ているが管理者がその気になってくれないといった情報提供が必要になると思うので、その辺りの情報提供のルール確立は重要ではないかと考える。改善が目的であることを勘案すると、改善への助成制度の拡充を検討する必要もあり、助成に当たっては、法定検査の受検状況、保守点検実施状況、清掃実施状況等の、浄化槽管理者による取組姿勢を判断材料とすることも一つの方策であると考え。判定まではいいが、その後いかに改善するのかということが最大の重要なことである。その期間をいかに短縮するか。早期に改善すべき浄化槽を改善していき、それを報告し、また実行する体制をいかにつくっていくか。それを総合的に考えると、情報提供の手法を明確化するべきではないか。台帳整備ももちろんだが、紙ベースではなく自治体と業者間でのデータのやりとり、さらに県への情報の提供、それも全てネット環境を利用したビッグデータの提供が必要になるのではないかと考える。

続いて、第2項目に移る。「維持管理向上のための浄化槽台帳整備や浄化槽管理情報の電子化について」である。

維持管理の向上については、法定検査の実施率向上により、保守点検契約未締結、清掃未実施への指導改善を図る。そのためにも、法定検査未受検浄化槽管理者に対する、受検促進活動が必要だと考える。また、台帳整備によるデータを基に自治体からの広報活動を進めて利用を図るように要望したい。それには、あくまでも統一性を持って進めていただきたい。市町村ベースではなく、県も含めて全国的に同じ考えで、同じ連携を図って情報を共有し、整備を進めていっていただきたい。これもいくつか話が出てきたと思うが、法定検査未受検、保守点検契約未締結、清掃未実施においては、浄化槽管理者の経済的理由による部分も無視できないと思うので、高齢者世帯等に対する費用の助成も有効な施策と考える。

自治体への情報提供における懸念ということでは、浄化槽台帳そのものがどのように整備されているのか、地域によってかなりの差がある。県で統括して推進しているところもあれば、権限移譲して市町村にそのまま任せているというところもあると耳にしている。そうすると、広域で活動している保守点検業者としては、各市町村に対するそれぞれの対応をしなければいけない。データの管理も考えると、統一したビッグデータの作成も考慮して検討していただきたい。

続いて、保守点検業界の維持管理情報の電子化現状については、依然、紙媒体での浄化槽保守点検情報管理を行っている事業者は散見される。電子化への機器対応力、費用負担力の各企業における隔たりが懸念される。前述のとおり、データの作成方法は各事業者により異なっており、浄化槽管理者名、浄化槽設置場所住所の入力内容、データフォーマットを全て異なっていると考えてよい。自治体へのデータの提供はぜひやりたいところではあるが、かなりな割合でアンマッチングが生じることは保守点検業界としては非常に懸念している。(一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

② 質疑

- ・ 4 団体から意見、質問も含めて説明をしていただいたが、これより各委員からそれぞれの提案、意見に対して質疑応答を行いたい。この検討会に対する要望も含まれているので、その点も踏まえていただきたい。(小川座長)
- ・ みなし浄化槽を浄化槽に替えることに努める義務が浄化槽管理者にある。そこがまず共通認識としてないと駄目ではないか。ましてや、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障があるものに対して除却は当然であり、そこにためらいがあってはいけない。そこにハードルがあるとすれば、そのハードルをどうすれば解消できるかを検討するのがこの検討会であるという認識で出ているので、そこは皆さんの共通認識だと考えている。その意味でも、指定検査機関を絡めることは重要で、法定検査を確実に実施しないといけない。鹿児島県では全ての単独処理浄化槽で法定検査を実施しているという発言があったが、それはどのようなシステムになっているのかを伺いたい。もう一つは、非常に先進的に取り組んでいる全国環境整備事業協同組合連合会の報告にもあった内容は非常に分かりやすく整理されており、常々更新されている。このシステムでの単独処理浄化槽の扱いはどうなっているのかを伺いたい。検査率、情報の集約方法など、それによって指定検査機関が法定検査だけで済むのか、そのほかにも関わらなくてはならないのかということがあると思う。今挙げた 2 団体で済むのか分からないが、伺いたい。(酒谷委員)
- ・ まずは鹿児島県の事例等を踏まえてということなので、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会から回答をお願いします。(小川座長)
 - 鹿児島県の法定検査は 4 年に 1 回、基本検査、4 年に 1 回、採水員検査をして排水している。したがって、2 年に 1 回²ではあるが、全県全単独処理浄化槽の法定検査することができる。台帳整備は完成しており、全浄化槽を確認できている前提がある。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 法定検査は基本的には浄化槽管理者が申請して受け、そこに費用が発生することになるが、そこはどのようにやっているのか。(酒谷委員)
 - 正確に言うと、拒否する人も僅かだが存在しているが、ほぼ全管理者に話をして検査をしていると聞いている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 拒否する人を除けば、ほぼ不公平感はなくすような体制が取れていると考えてよい。(小川座長)
 - そうだ。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- ・ もう一つの質問について、全国環境整備事業協同組合連合会から単独の件について説明してほしい。(小川座長)
 - 岐阜県の例だが、基本的には単独においても 95%以上が法定検査を毎年実施している。これは点検、清掃、法定検査を一括で契約するという形態になっている。これは保守点検業者が契約をするが、清掃については全市町村、全業者が 1 区域 1 業

² 鹿児島県では、令和 2 年度より 11 条検査に効率化検査を導入しており、10 人槽以下は 4 年に 2 回（基本検査を 1 回と採水員検査を 1 回）としている。検査体制（4 年に 4 回）を整える暫定運用中であり、令和 6 年度からは 4 年に 3 回実施している。

者という形で責任範囲が明確になっているため、保守業者が契約する際には清掃と法定検査は確定できているという状態での契約になる。その意味で契約も確実にでき、それが実施されていることも確認が取れるという状態になっている。その上で法定検査が確認するだけではなく、清掃、点検において漏水等の判定も含めて3業者が情報を共有できるということで、明確にできるのではないかと考える。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- ・ 資料 4-3 で鹿児島県になるが、維持管理情報の収集において電子システムを作成し、小規模事業者にも活用という記述、説明があったが、その電子システムは、具体的には1人あるいは2人でやっているような小規模の保守点検業者も活用していただいているようなものなのか。(河村委員)
 - これは鹿児島県の協会が作っており、小規模事業者だけに限定しているわけではない。それを使いたいという希望のある会社に対して提供してやっている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 相手方の希望に応じてということであって、団体から、これを使ってできるだけ100%電子化したいという趣旨で勧誘しているわけではないのか。(河村委員)
 - 勧誘はしている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 勧誘はしていて、かなりカバーしているのか。(河村委員)
 - そうだ。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 電子化をしたとしても参加する事業者が限られると難しいところがあるので、これはすごいことをしていると思ったが、関与しない業者もいるということか。(河村委員)
 - 2%程度がまだ電子化していないということだった。80数社のうちの30社はその共有のシステムを使っているが、7社を除いた残りは独自にシステムを作って電子化している。したがって、保全協会のシステムを使っているのが30社ある。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 全体としては電子化についてはかなりカバーしているということか。(河村委員)
 - 7社以外は全て電子化している。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- ・ 各団体に伺いたいのだが、各団体とも電子化は重要だという認識の中で、浄化槽台帳、特定既存単独処理浄化槽などに関係する様々なことを含めたデータを集め、それを活用するという話でいうと、行政が主体ということになるかと思う。そこで最も危惧しているのはデータの統一化だと思う。全てのデータを統一化するのは非常に難しい。基本的なデータや、特定既存を判断するためのデータなど、必要最小限のデータを統一化していかないと実動は難しいのではないか。その面で、ある一定の部分はデータを、全国で統一するということもある。難しいかもしれないが、統一化することについての意見を伺いたい。(古市委員)
 - 鹿児島県では浄化槽情報共有システムがオール鹿児島県で準備されており、各業者はそこにデータを入れる形になっていて、共有化はされている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 全国環境整備事業協同組合連合会でも、岐阜県に限らず全国の各県、各業者に対し

て同様のシステムを活用して電子化を進めており、電子化は各社、十分可能だと考えている。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- 保守点検業界では残念ながらシステムの共有はされていないので、これは懸念材料だと考える。したがって、逆に業界としてというより行政サイドから、こういう形のシステムでの情報提供をしてほしいという強い要望を出していただいたほうがよいと考える。(一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
- 一般社団法人日本環境保全協会も指摘のとおり極めて難しいと思う。浄化槽団体については既にそういう数になっているが、保全協会としてはなかなかそれは難しい。したがって、統一的な制度をつくってアドバイスをいただければ不可能ではない。ただ、組合で作っているものについてはできている。今は個別の業者でということになると、格差があつてなかなか難しいところが出てくるのではないかという危惧がある。(一般社団法人日本環境保全協会)
- 団体の内部では統一できているが、全国的に見たときには多少の差は見られると思うので、そこは課題ではないかと思う。課題が見えたことはよかった。(古市委員)
- ・ 今の古市委員の質問に重ねてになるが、同一のシステムが使えている場合はそれで間違いないが、一つのシステムを皆で使うのはなかなか難しい面があるだろうと思う。ただ一方で、形式が標準化されていれば別のソフトでも構わなくて、それぞれの項目の意味合いを皆で共有しておくという形であれば、今はそれぞれの業者がそれぞれの使い勝手のいいものを使ってはいるが、項目立てはこうする、それを吐き出したときの CSV はこのようにするというフォーマットがある程度共有化されればいいのではないか。それを業界団体としてリードしていければよいが、先ほどの回答からすると、できればもう少し全国的に、何なら国の行政から号令があつたらやりやすいのではないかということかと理解したが、そのような理解でよいのか。(蛭江委員)
- 今、各県や各団体で使っているソフトなどを出していただいて、統一するのであればどれか最もよいものに統一する、もしくはフォーマットや項目を共通化するのであればそれを共通化するということで、具体的に出していただいて比較検討していただくとういのではないか。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- ・ 台帳に関しては、今、全浄連の台帳を過半数で使っていただいているという進行状況にもなっており、細かいデータを入れようということになると大きく違ってくるが、今回の能登半島地震ではデジタル台帳ができていれば、もっと対応が早くできたということはある。スマホを持っていき、登録番号を入れるとその家の前にたどり着くというシステムにもなっている。家が壊れていると風景が変わるので、その浄化槽がどこにあるか、いつも行っている人でさえ分からないという状況があるが、いつ保守点検に行つて、いつ清掃して、いつ法定検査をしたかというのも、例えば富山県の台帳は全浄連の方式でやっているが、Excel で点検日や清掃日を提出すれば、台帳に簡単に入れられる。また、法定検査を受けていけば法定検査のデータはそこにあるということで、大分進んだものではないかと思う。(上田委員)
- ・ 富山県ではスマホを活用しているということだが、たしか全国環境整備事業協同組合連合会ではタブレットでやっているが、その運用はどうか。(小川座長)

➤ 各社 1 人 1 台ずつ作業員が持って現場で入力すれば、そのままシステム台帳に直接反映されるというシステムになっている。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- ・ 先ほどの台帳整備の話で、統一するという話も聞いている。鹿児島県としてもデータ化されており、位置情報で位置が分かり、日頃の整備状況も分かるというシステムである。県としては台帳の項目が網羅されているということで、全て目的を達成している。保守点検業者、指定検査機関にしても必要な情報もその中に入れて、自分たちの検査の中で必要な情報を得てそれを管理している。3 者それぞれの必要な情報は入れられている中で、それをまたどう突合していくかということで、内部ではかなり苦労しているということ伺っている。それを一元化しようという話が先ほどあったが、それも指定検査機関は浄化槽に番号を振り、保守点検業は必ず管理者に番号を振るということがあると、突合もなかなか、現状では手作業をしながらデータ化しているという苦労がある。デジタル化、台帳化が進んでいるが、内部ではかなり苦労がある。それを全国で統一化されたシステムでやるとなると、電子入札システムを入れたときには、1 番目にやった都道府県はかなり苦労したということで、全国のコアシステムができて、各都道府県や市町村が費用を出し合っているシステムが後になってできた。だが、それでも費用はかかっている。共有化の目的は達成されるが、それには費用もかかり、改修費用も年々かかるというデメリットもある。それがこのままでよいのかというのは、私自身としては非常に懸念している。先ほどのフォーマットがあればいいというのは、当然それが一番簡単な方法なので、それが進めば少しはいいのではないか。

話は別だが、先ほどの個人情報の話で、前回も議論があったかと思うが、法律の中でも使えるということで法的な根拠はある認識を私は持っていた。その提供を受けた県・市町村においても、内部でも保護条例や守秘義務がある中で守られているという認識の下で個人情報の保護がなされているだろうという考えの下、そういった情報のやりとりを我々はしていると考えている。そのような認識でいていいものかどうかという法的解釈が難しいのかなと思いつつ、業界でも議論になり、現場では怖いという気持ちもよく分かるという印象ではあった。それぞれの公的機関では様々な条例や守秘義務で保護されている中で、しっかりと守っていくという努力をしているという認識の下で、どうやればいいのかという議論をすればいいのではないか。(綾織委員)

- ・ 個人情報保護の取扱いについては次の議題にも関連する。(小川座長)
- ・ 清掃、法定検査等の実施率を高めていく上で、各業界団体、業者に協力義務を課してはどうかという話があったが、果たしてそれで十分なのかどうかを各団体に伺いたい。管理者に対して検査や清掃の働きかけをすることは大事だと思うが、必ずしも協力的ではない場合もあるときに、かつては、例えば町内会・自治会単位でまとまってそういう活動を推進していただくようなことがなされていた事例があったようにも記憶している。あるいは、田川市のように自治体が維持管理に責任を持つというやり方もあると思う。その辺りでもし必要になるようなものがあれば指摘していただきたい。(嶋田委員)
- ・ 今の嶋田委員の質問は、協力的でない管理者に対してどのように対応していくかという質問だと思うが、業界団体からコメントをお願いする。法定検査でも拒否された未受検者に苦労していると思うが、それに対応する手段として何かあるか。(小川座長)

- 香川県は、検査をしないところについては、1～2 か月ぐらいで、できるだけ文書で出して、どうしても聞いてもらえないときには、保健所単位の管轄の方と一緒に職員が動向してお願いするという形で、何とか行政との連携ができれば、協会や団体が行くよりは、行政の方に同行していただくことによって成果は確かに上がる。しかしながら、それでもなかなか同意してもらえないところがないことはない。業界団体が行くと、公益法人になって利益を追求していないが、直接利益が関わってくるのではないかという思いで、利害関係があると錯覚される。行政が行けば、3 軒に 1～2 軒はやっていただけという成果は上がっている。ただ、行政の協力姿勢による。(一般社団法人日本環境保全協会)
- 鳥取県の事例だが、設置者と接触が多いのは保守点検業者で、このたび条例を変えて、保守点検業者が清掃や法定検査を未実施のところを把握した場合、勧奨することになった。始まったばかりでまだ実績はないが、保守点検業者も含めて共に向上に努めようという政策にしている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 先ほどの清掃率、法定検査率、保守点検率をどうやって上げるかという問題については、我々は毎日仕事をしているが、設置者に納得感を与えているかということを業界団体は我が身を振り返る必要があるだろうと思う。つまり、我々は有料で仕事をしているので、顧客が浄化槽を使う上において、清掃しなくても、保守点検しなくても、使い心地は変わらない。そうすると、その人たちの背中を見て判断すること意識しないと、いつの間にか来て、いつの間にか帰って、それで金を払うのかという雰囲気はなくはない。そこを払拭しないと清掃率や法定検査率は上がらない。

そして、台帳づくりをするということだが、台帳づくりをすると全部解決するかというと、台帳を作ると言うのは簡単だが、実際に作るのはなかなか難しい。1 地域の全ての家庭に浄化槽がついているわけではない。眺めれば下水道が一番多い。そのうちの 20%程度に浄化槽がついている。それを探し当てて型式まで書き込むことができるのか。家の中へ入っていかないと浄化槽の型式は分からない。無断で入っていくわけにはいけないので、まず電話で了解を得ることになるが、電話番号が分かるのかというと、電話番号も分からない。台帳を先に行政が作るのは極めて難しいことだということを理解する必要がある。では、どうするかというと、業界を活用することが最も便利で、効率がいいと私は思う。今までの実績があるので、その実績をまず入力する。

岐阜県の例を言うと、これでいいという台帳を作ったときに、設置基数よりも 30%、40%多い台帳が出来上がる。なぜかということ、清掃業者が台帳のベースをまず作り、そして足りないところをつぎ足していく。法定検査の結果も入れる。入れ込んだ浄化槽が例えば田中一郎さんのものであるとしたら、息子の田中五郎さんが出てきて契約すると、1 件が 2 件になる。電話番号が違えば 3 件になる。そういうことを繰り返して、膨大な資料が出来上がるが、どこでふるいにかけるか。岐阜県の場合は清掃率も法定検査率も全て安定的にやろうとした場合は何をしたかということ、自動引き落とし契約を基本とした。自動引き落とし契約で全て賄うと 2 割引にすると

言って値段を下げて一斉に契約を開始した。そうすると、自動引き落としはほぼダブルらない。そして、契約したところには、誰からも批判されないような仕事を目指す。業界団体はどのような世界を目指すかという、下水道よりもいい水を出す。そこに向かって 3 つの業種が協力し合う。そろそろそういう団体の進む方向をつくらないと駄目だ。台帳を作れば何とかなるということでは前に進まないだろうと危惧する。(全国環境整備事業協同組合連合会)

(4) 講じるべき対応策に関する議論

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ まず 4 の 1、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について」ということで、先ほどヒアリングで団体の意見等を伺ったので、その点について各委員から意見をお願いしたい。先ほどのヒアリングの中でも出たが、単独処理浄化槽はみなし浄化槽という形で認められているという背景もあるので、浄化槽管理者との間でなかなか理解が得にくいという問題も出てきた。そのような管理者に対してどのように周知を図っていくのかということも課題としてある。また、除却して新しい合併処理浄化槽に切り替えることになれば当然、費用負担等も発生してくるので、そういう点も含めて特定既存単独処理浄化槽をどうすべきか。ただ、漏水については前回の意見でも各委員から、即、除却対象であるという合意は得られたのではないかと思います。そういう点を踏まえて意見があればお願いします。(小川座長)
- ・ 先ほど各団体からの意見、説明を伺い、その中で特定に対してのやり方に注意するという話が出ていたと思う。また、保守点検、清掃の動向に触れながら、様々なデータ、ビッグデータの話が出た。その中であったのは、市民に対して理解をいただくには、今の大臣決定や指針は分かりにくいので、なかなか判定に至らないという話も出てくるということがあった。伺ったイメージでは、保守点検、法定検査のデータ等もあるとは思いますが、基準・規格をもっと分かりやすいものに、しかも法定検査にある程度リンクした形で見直しをしたほうがいい。全体の話をつとて聞くとそのように理解したが、その点についての確認になるが、意見をいただきたい。鹿児島県の貢献もあるので、そういう風に考えられるかと思った。(古市委員)
- 鹿児島県の判定フローは 3 段階がある。漏水していたら即判断し、次に外形でおかしい、中身の機能がおかしいのを見た後、周辺に悪い影響を与えていないかということで判断している。周囲に悪影響を及ぼしているかどうかをまず判断するためのフローをつくった。どれだけの BOD が出たといった数値的な判断というよりも、悪臭、スカムなどで迷惑をかけていれば、即、特定既存と判定するという流れになっている。ほとんどは漏水で判定されているのが現状ではある。したがって、そのほかの判断、周囲への悪影響というのは、周囲からの苦情があったときに判断されるのではないかと。そういう形になっている。(綾織委員)
- 鹿児島県の場合、例えば補修の対象としているもの、漏水があつて補修でも可能な場合には、どのように対応しているのか。(小川座長)
- 266 基が判定されて 70 基が補修されており、補修されればオーケーということに

なっている。当然、除却は最初に推奨はするが、1人世帯や高齢世帯など管理者の都合もあるので、それに関してもそれ以上の悪化がないことをまず念頭に置かないといけないが、補修についても当然していくという形にならざるを得ないと考えている。40基が合併に入れ替えられた。トイレが壊れていると言われたら、平気な人はなかなかいないと思うが、その中で入れ替えたのが40基である。補修も含めて大体6割については何らかの対応がされたということで、改善はかなり図られたのではないかと印象ではある。(綾織委員)

- 例えば補修の場合、また漏水が出ることも当然、可能性としてはなきもしもあらずだが、その場合はどのような対応を考えているのか。(小川座長)
- また検査でフロー判断をして、また特定になるのではないと思う。(綾織委員)
- 逆に言うと、補修が複数回行われる可能性もあるということか。(小川座長)
- それもあり得るかもしれないが、よく分からない。(綾織委員)

- ・ 単独処理浄化槽に対する指摘、周辺に悪臭、悪影響を与えるという形で浄化槽そのものについての認定はそれでいいが、設置者、管理者に対する思いやり、何らかの形で負担の軽減をするような考え方は委員にはないのか。三豊市の場合は単独処理浄化槽を撤去する場合は、額としては少ないものの9万円を、こういう話がある前から自主的に行政が出している。浄化槽を設置する場合にも、ほかよりも10万円、15万円、上乘せする。そういう形で市民に対する思いやり予算がある。撤去して合併処理浄化槽に替える費用負担について何らかの形で軽減するということが考えられないかという思いがある。浄化槽の維持管理については、高齢者世帯に対して、年金が15万8000円以下であれば、2万4000円の補助を出すということで86億円の予算が組まれている。本当に撤去しようとするのであれば、金銭的なことが高齢者にとっては一番負担なので、それを真剣に考えて議論していく必要があるのではないかと。物が傷んでいるからこうしなければいけないと言うけれども、使っている人は物が傷んでいても使用はできる。ただ、世間に迷惑をかけている、地域に迷惑をかけているという認識の上に立って、良心を痛めていると思う。そういう弱者に対する思いやりは行政としてあってしかるべきではないかという気がするが、それについて委員の方の考え方はどうか。(一般社団法人日本環境保全協会)

- 検討会では、特定既存単独処理浄化槽の判定におけるハードルを解消する方法を考えるべきだが、2回目検討会の時に、浄化槽管理者から、特定既存単独処理浄化槽に指定してくれと言われるぐらいの、例えば経済的な援助が必要なのではないかという話をした記憶がある。経済的には公平の観点からそれがどこまでできるかは分からないが、そのようなことも一応議論としてはなされているということを知っておいていただきたい。(酒谷委員)

- ・ 先ほど鹿児島県と岐阜県の事例を伺ったが、これは先進事例の話である。それがほかの県で、例えば関東の周りの県で実施されていないのは、何か理由があるのか。それは行政の関わり方が薄いのか、業界として関わりたくない、関わり方が薄いのか分からないが、先ほど行政を絡める、一括契約をする、それだけでは足りないという話が全国環境整備事業協同組合連合会からあったが、ほかの県で岐阜県や鹿児島県のようなことがで

きるような方策としてこういうことならできるかもしれないということがあれば、鹿児島県や岐阜県の事例を絡めて教えてほしい。(酒谷委員)

- ・ 特に実施率を含めて厳しい都道府県も当然あるので、そこに対してどうあるべきか、あるいはどう対応していけばよいか、コメントがあればお願いしたい。(小川座長)
 - 特定既存単独処理浄化槽という名前が出てきているが、漏水などの話はずっと以前からあった。ただ、たまたまこういう形で悪質のものをそのままにしていたというのであれば、委員からあったように、例えば指定されたら市町村が面倒を見る、市町村設置ですというようなことをしていけないと、この意味自体もなくなるのではないかと個人的には思う。システムや清掃率などは、私は和歌山県だが、岐阜県に倣えということではないが、システムを活用してやっている。そのシステムは先ほど説明したように水処理をしているシステムにもなる。台帳もあって棒グラフになっている。どの家庭からどのような水が出ているかというのを、行政に全部説明して皆でやっていこうということで、業界を挙げて訴えかけて水処理業者になっていこうという形でどんどん進めている。一方的にやれとは言っていないが、どんどん普及させていき、後々こういうシステムが全国統一されたらいいという思いで今こつこつ進めている状況である。(全国環境整備事業協同組合連合会)
 - 岐阜県では昭和 63 年に業界が独自で「らくらく一括契約」という取組を行ったことが、非常に高い清掃率、保守点検率、法定検査率になった 1 つの要因とは思っている。県は平成 15 年に浄化槽の台帳システムを作り、それは法定検査率を 100% にするという目標を立てて、業界と連携してこれまで取り組んできた。さらに、平成 17 年に浄化槽法が改正され、法定検査未受検者に対して勧告ができるようになった。これに対して業界からも要望をいただいて、県としても勧告が行える仕組み作りに取り組み、未受検者対策と同時に行っている。浄化槽の台帳は、業界で持っている台帳と県で持っている台帳とで乖離が生じていたので、廃止や二重登録について法定検査の情報で整理し、あるいは現場で得た情報で更新し、未受検者対策を進めることで、さらに浄化槽の台帳を正確なものにするよう取り組んでいる。したがって、もともと独自の台帳システムを各出先機関で持っていたものを 1 つに併せて、さらに業界の情報と突合しながら精査しているような状況である。浄化槽の未受検者指導をすることで、廃止や下水道接続、あるいは二重登録が分かり、台帳が整理されるという状況が、岐阜県の取組みの中で行われている。また、令和 4 年に環境省の浄化槽台帳システムに更新したので、これからは保守点検、清掃の記録についてもうちのシステムで取り込めるよう調整している。岐阜県としては業界と連携しながら、浄化槽台帳の整備に取り組んできており、個人情報の取扱いについては、一度整理して、業界が持っている行政閲覧システムをこちらから閲覧する際に、問題がないことを確認し、保守点検や清掃の記録を閲覧している。岐阜県として以上の取組みを行う中で、単独処理浄化槽の漏水は県内でも 700 件程度あると把握しており、指定検査機関の検査結果に基づき、各出先機関から管理者に指導文書を発出している。(山内委員)

② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

- ・ 山内委員から次の議題も含めた形で意見をいただいたので、次の議題 4 の 2「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」という議題に移る。
(小川座長)
- ・ 今日業界団体から貴重な意見、課題等を伺って大変参考になった。感謝する。宮城県では、権限の大部分を市町村に下ろしており、県として全てを把握しているわけではないが、思ったことを述べる。宮城県の状況としては、浄化槽法定検査センターをはじめとした関係団体の尽力により、法定検査率や清掃率が非常に高いと思っている。その中で特定既存単独処理浄化槽については、これから明確な基準が定められ、それについては改善されていくだろうと思うが、その後の課題である合併処理浄化槽への転換は、業界団体だけではなく、行政としても同じ課題で悩むところだろうと思う。業界団体からは何度も財政支援が必要だという意見があったが、行政側としてもそれは大変重要な問題だと思っている。ただ、お金が出るからといって合併処理浄化槽に移行する方が増えるかというと、高齢化も進んでいく中、なかなか難しいと思っている。先々の話だが、10年後、20年後には単独処理浄化槽は使えないという大きな方針が示されれば、浄化槽管理者の考えも違ってきたり、行政としても指導しやすくなるのではないかなと思う。それについては、国としてはどういう考えを持っているか、伺いたい。(齋藤委員)
- ・ ある意味で非常に厳しい部分もあり、単独をなくすという面では、業界団体、我々委員を含めて合意は得られているが、強制ができないという非常に煩わしいところもある。環境省から発言はあるか。(小川座長)
- ・ そこは行政、業界を含めて、浄化槽に携わる者に共通の認識であり、目標であると思う。今指摘のあった年限を区切って、予見可能性をしっかりと示した上で対応していただくことは、アプローチの一つの方向だろうと思う。ただ、個人財産を最終的に撤廃させるという着地点になる中でそういう措置がどこまでできるのか、議論すると当然、憲法の財産権の話にもなるので、法制上の論点は非常に多いはず。そこは現場の声としてしっかりと受け止めて、どういう促進策があるのか考えたい。これは先ほどの日本環境保全協会からの指摘とも重なるが、合併浄化槽への転換を特定既存単独処理浄化槽一本で進めるわけではないし、従来から補助も行っている。転換という目標に向けたアプローチは様々にある中で、そういうメニューをどう組み合わせしていくか、さらにメニューを強化して増やしていけるかという議論だと思っている。即時撤廃のハードルは高いが、長期的に何ができるか、そこも含めて考えなければいけないので、宿題としてしっかり受け止めたい。(環境省)
- ・ 台帳整備と協議会との絡みに係わることで、1回目のときの資料だったと思うが、協議会に県が直接関与していないところがかかなりあった。団体からの意見として、県の関与のあり方については今後考える上で何かあるか。私としては、都道府県が中に入って一緒にやるべきではないかと思っている。(河村委員)
- ・ 法定協議会に県が入っていないという状況も見受けられたということに関してどうか。
(小川座長)
 - 鳥取県では、法定協議会はもともと市町村の担当者会議があって、それは県が説明

する会議で、それに業界団体や指定検査機関が呼ばれていた。そういうベースがあってそれをそのまま法定協議会にしようということで、一般の管理者にも入ってもらい、法定協議会を令和 3 年に立ち上げた。鳥取県の場合、県が地元の方と動いているが、権限移譲した市町村も含めて、県単独だけだとやりづらい部分を、皆で一緒にやろうということで共通の指導方法ができるということで認識している。そうすることで県、行政が全て参加したほうがやりやすいと思う。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)

- 行政、事業者、管理者、そういう方々が意見を言い合える場だと思うのでお尋ねしている。(河村委員)
- 香川県は、実は合併処理浄化槽の市町村協議会が県であるようだが、当初、その中にオブザーバーとして参加したらどうかという意見があった。私はそれは絶対にいけないということで、せっかく環境省から通知文書が出て、県・市・町、関係団体という面は明らかになっているので、私どもとしてそれは譲れないという形で、私どもの場合は県並びに 8 市 9 町の関係者が全て入り、保全協、浄化槽協会の団体が入って作っている。全体会議の開催という提案もしたが、全員がそろうのは極めて厳しいので、何人かのグループで問題を絞って小会議をやってはどうかという提案があったので、その都度、私どもの団体は参加するという考え方でいる。あくまで代表は県がリーダーシップを執っていただくということで、県の課長をお願いしている。会議の司会進行も県の課長がして、我々は横から発言するという形になっている。香川県の場合は、沼田室長にも来ていただき発会式もやったので、国が力を入れているということが大きく効いてきたのではないかなと思っている。今後期待しているので、御指導をお願いしたい。(一般社団法人日本環境保全協会)
- ・ ほかに台帳整備、電子化について発言はあるか。当然それには協議会も関わり、法定協議会は法令上で定められている協議会で、都道府県が当然、関与すべきだが、なかなかそうっていない実態もある。そこはこの検討会をまとめる中にも入れ込む必要があると思う。(小川座長)
- ・ 事例だけ述べる。たまたま昨日、連絡協議会を徳島県で開催した。徳島県では水環境整備課が所管しているが、課長が進めて、課長が司会進行をして、全ての団体に集まってく形になっている。徳島県には 24 市町村があるが、徳島県下以下 24 市町村の全ての水環境の行政の担当者が全て参加している。その中で浄化槽についての協議会は現在、第 9 回を迎えている。令和元年の浄化槽法一部改正から令和 2 年度の執行で、令和 6 年度、第 9 回を迎えている。昨日の議事を紹介すると、防災協定の見直し、要望書、DX の取組、標準契約書その他など、業界団体の皆様と話し合っている協議会である。事例の一つとして紹介した。(田村委員)
- ・ 維持管理の台帳について、一般廃棄物処理実施計画が市町村の義務としてある中で、まだ未策定がある。これが実施率を下げる大きな要因ではないかなと思うので、どうして未策定になっているのかを問題としてもっと深掘りしていただいて、維持管理の徹底を許可業者も含めてどう担保していくかということをごぜひ盛り込んでいただいた上で、この電子化の義務や台帳整備にもつなげていただくと、業者の責任も明確になり、今求めて

いる様々な台帳に関する情報も集約されるのではないかと。ぜひ議論の中でそれをお願いしたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- ・ 実施計画の中に台帳管理は盛り込まざるを得なくなるし、台帳管理については一度作っただけではなく、常に更新という手間のかかる作業が入ってくるので、そういう体制づくりもきちんと踏まえて、一回作ってもまたそれが古いものになってしまうという過去の経験を繰り返さないようにすることも必要ではないか。

今日は様々な意見、質問のやりとりだけで終わってしまい、取りまとめまではいかなかったが、次回第4回は対応方針の検討ということで、今回の行政、4団体のヒアリングで伺った点も踏まえて、特定既存単独処理浄化槽、維持管理向上のための台帳整備について取りまとめの方向に議論を進めていきたい。以上で本日の議題を終了する。(小川座長)

<閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 長時間にわたる議論に感謝する。まずはヒアリングに参加していただいた4団体の皆様に改めて感謝する。ヒアリングでの意見聴取という形式については厳しい指摘もいただいたが、我々環境省として、日頃から浄化槽の現場を支えていただいている清掃、保守点検の業者の皆様を軽んじることは全くないと改めて申し上げる。その上で、本日のヒアリングの説明及び議論では非常に有益な真摯な指摘を多くいただいた。前回の自治体ヒアリングと共通だが、いただいた意見の中ですぐできるもの、実施するべきもの、実施するに当たって準備が必要なもの、根本的なロジックも含めて考える必要があるものなど、色分けはあると思う。そのような整理はしつつ、日頃現場で取り組まれている皆様の真摯な意見を受け止めた上で、行政としてまずは何ができるかを、次回、次々回の議論の中で詰めていければと考えている。引き続きよろしくお願いしたい。

以上